

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

取引先の皆様と共に CSR/BCP 活動へ積極的に取り組み、持続可能なサプライチェーンの構築を進めます。また、「富士電機 E & C 安全衛生協力会」を組織し関係を強化すると共に、貢献度の高い取引先に対して顕彰する表彰制度を実施しています。また、安全管理研修・資格取得支援講習などの機会と場を提供することで、人材育成を支援しています。

b. IT 実装支援

当社ではEDIを構築して活用を推進しています。取引先には無償で利用可能とし、相互の業務効率化、簡素化を図る取り組みを実施しています。

c. BCP/事業継続

取引先のBCP(事業継続)を支援し、災害時等の事業継続計画策定へ、必要な助言等を積極的に推進します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

また、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇局面においては、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

なお、労務費の価格転嫁にあたっては、価格交渉の場において取引先と十分な協議を実施し、内閣官房及び公正取引委員会が提示する「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を、中小受託事業者のみならず、全ての取引先に対し適切に対応します。

3. その他

取引先の皆様を対象に、「E & C ヘルプライン」を設け、富士電機 E&C グループ社員の業務に関する法令違反や不適切な行為またはその恐れのある事実を発見した場合、通常の業務とは別の独立したルートで弊社に通報することができるようにしております。これによって、より多面的なご指摘を賜り、より信頼のある取引関係を構築させて頂き、当社のブランドステートメ

ントである、『信頼し合い、共に成長し、未来を創る』を実現するため、今後も取引先の皆様とより強固なパートナーシップ構築を目指してまいります。

2021年5月6日

(2026年2月4日 内容変更による更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

富士電機E & C株式会社

代表取締役社長 日下 高

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。